

看護学生給付型奨学金規程

医療法人 永寿会

平成 29 年 4 月 1 日

看護学生給付型奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人永寿会（以下「法人」という。）の看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）の雇用を促進するため、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第1号及び第21条第1号に規定する学校又は第20条第2号及び第21条第2号に規定する養成所（以下「養成施設」という。）に在学する学生で、看護師等の資格を取得後、当法人での就業を希望する者に対し奨学金を給付することにより修学を支援し、当法人における看護師等の確保及び看護体制の強化・充実を図ることを目的とする。

(給付の対象者)

第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、養成施設に在学する学生で、看護師等の資格を取得後、当法人での就業を希望する者とする。ただし、類似の奨学金（看護師等として特定の医療機関等に勤務することを条件とした奨学金をいう。）を既に受給している者又はこれから受給しようとする者は対象外とする。

(給付期間及び給付額等)

第3条 奨学金を給付する期間は、給付を決定した日の属する年度の4月から、卒業する日の属する月までとする。ただし、在学する養成施設が定める正規の修学年限の範囲内とする。

2 奨学金の給付額は、看護師 月額30,000円、准看護師 月額20,000円とし、給付方法は毎月の給与支給日とする。

(給付の申請)

第4条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を法人に提出しなければならない。

- (1) 奨学金給付申請書（別紙様式第1号）
- (2) その他法人が必要と認める書類

(連帯保証人)

第5条 申請者は、前条の申請にあたり、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める連帯保証人を立てなければならない。

- (1) 未成年者である場合

保護者（親権を有する者又は未成年後見人）1名を含む2名の連帯保証人

- (2) 成年者である場合

その父母兄弟又はこれらに準ずると法人が認めた者1名を含む2名の連帯保証人

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(給付の決定)

第6条 法人は、第4条の規定により申請書類が提出されたときは、その内容を審査のうえ給付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第7条 奨学金の給付の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、奨学金の給付に関する誓約書（別紙様式第2号）を法人に提出しなければならない。

(給付の決定の取り消し)

第8条 法人は、奨学生が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、奨学金の給付の決定を取り消すことができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- (4) 奨学金の給付を辞退したとき
- (5) 死亡したとき
- (6) 偽りその他不正の手段により奨学金の給付を受けたとき
- (7) その他奨学金の給付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(給付の停止)

第9条 法人は、奨学生が休学したとき又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで奨学金の給付を停止する。

(返還免除)

第10条 奨学生が、当該養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得し、かつ、直ちに当法人の看護師等として採用され、引き続き奨学金の給付を受けた期間（以下「奨学金給付期間」という。）に相当する期間（奨学金給付期間が3年を超えるときは、3年。以下「業務従事期間」という。）、業務に従事したときは、給付を受けた奨学金の全額を返還免除するものとする。なお、業務従事期間中において、負傷又は疾病による休職、育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により、業務に従事できなかった期間は、当該業務従事期間から除くものとする。

2 前項の業務従事期間から除く期間は、当該事由が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から事由の消滅した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までとする。

3 第1項の規定による奨学金の返還の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（別紙様式第3号）を法人に提出しなければならない。

(返 還)

第11条 奨学生が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、給付を受けた奨学金に利息を付した額を一括返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定により、奨学金の給付の決定が取り消されたとき
 - (2) 当該養成施設を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに看護師等の免許を取得できなかったとき
 - (3) 看護師等の免許を取得した後、直ちに当法人の看護師等として採用されなかったとき
 - (4) 当法人に採用後、前条第1項に規定する業務従事期間、業務に従事しなかったとき
- 2 前項の利息の額は、返還すべき奨学金の額に年3%の割合を乗じた額とする。ただし、やむを得ない事情があると法人が特に認めた場合は、利息を免除することができる。

(返還の猶予)

第12条 奨学生が、災害、疾病その他やむを得ない事由により、奨学金を返還することが困難であるときは、その間、奨学金の返還を猶予することができる。

- 2 前項の規定による奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（別紙様式第4号）にその事実が確認できる書類を添えて、法人に提出しなければならない。

(延滞利息)

第13条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき奨学金の額に年10%の割合を乗じて計算した額の延滞利息を支払わなければならない。ただし、延滞利息に100円未満の端数があるとき又は延滞利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(届 出)

第14条 奨学生は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、奨学金の給付に関する届出書（別紙様式第5号）にその事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を法人に届け出なければならない。

- (1) 退学、休学又は復学したとき
 - (2) 停学等の処分を受けたとき
 - (3) 卒業したとき
 - (4) 看護師等の免許を取得したとき
 - (5) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更が生じたとき
- 2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、奨学金の給付に関する届出書（別紙様式第5号）にその事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を法人に届け出なければならない。
- 3 奨学生は、奨学金の給付を決定された期間中、毎年、4月末日までに、奨学金の給付に関する届出書（別紙様式第5号）に前学年の学業成績証明書を添えて、法人に届け出なければならない。

(雑 則)

第15条 この規程に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。